

令和2年度 沼津市総合計画審議会 第1回元気・健康部会 会議の概要

日時：令和2年8月28日(金) 10:00～12:00

場所：沼津市民文化センター 第1練習室

資料：次第、資料1～3

1 開会

2 部会の進め方等について

●資料1「令和2年度 沼津市総合計画審議会部会の進め方等について」、資料2「第5次沼津市総合計画の全体構成について」を事務局より一括して説明。

3 沼津市総合計画基本計画（案）について：審議

はじめに、事務局より、基本計画（案）のページ構成等を説明。その後、第3章の「分野別のまちづくりの方向性」の「まちづくりの柱1」から審議を始めた。

まちづくりの柱1「自分らしいライフスタイルを実現できるまち」について審議。

事務局より、基本構想の内容、基本理念に基づく基本計画の「目標」、基本計画で示す「主な取組の概要と方向性」について、柱1－1から柱1－4までを一括して説明。

柱1－1 誰もがいきいきと輝き躍動できる場づくり

部会長）「シビックプライドの醸成」の部分について。このコロナ禍において、産業・観光等の様々な分野で大きな影響を受けているが、物理的に遠くの地域に移動することは極端に困難になっていて、仕事であれ余暇であれ、否応なく自分の住む身近な地域、生活圏で過ごすことになっている。これをチャンスと捉え、これまで首都圏に向いていた市民の関心を地元に向けてもらえるよう、行政として市民に向けた沼津の魅力をPRするための情報発信に取り組む。そして、同じくこのコロナ禍でクローズアップされている移住にもつながるような、市民だけでなく市外に向けても積極的にPRしていく、ということ、具体的な施策の中で意識しながら取り組んでもらいたいと思う。

柱1－2 多様性を認め合い尊重するまちづくり

委員）「男女共同参画の推進」の部分について。柱1－2の関連する主な計画は「沼津市男女共同参画基本計画」となっているが、防災や教育など、様々な部局で連携しないと男女共同参画は進まないと思う。男女共同参画の担当部署だけで進めるのではなく、広い分野にわたっての男女共同参画の推進が必要だと思うので、そういった視点で取り組む内容を表現してほしい。

部会長）委員ご指摘のように、関連する主な計画としては「沼津市男女共同参画基本計画」のみが記載されているが、男女共同参画は部局横断で取り組むべき典型的な施策で

あり、様々な部局の重要な計画に関わるものである。少なくとも、男女共同参画に直接的に関連してくる「子育て」の分野の計画は記載すべきだと思うので、事務局で検討してもらいたい。

部会長） 姉妹都市・友好都市等との交流について、このコロナ禍において、現実問題として、人が実際に移動して、直接交流することがどこまでできるかということが非常に不透明である。国際的な交流の分野においては、特に切実な問題であると思う。基本計画（案）の文言を修正するということではないが、実際に施策を進めていく上での課題として、交流については、直接人と人とが対面するという狭い意味にとどめず、オンラインによる交流など、様々な技術を活用した「交流」の在り方を加えてもらいたい。

部会長） LGBTQ、あるいはセクシャルマイノリティの方々の人権問題に関しては、県内においてもパートナーシップ制度を浜松市や富士市が導入するなど、国よりも地方自治体が積極的に取組を展開している。そうしたことを踏まえ、多様な性の在り方に対する理解を促進するための「学習機会の充実や周知啓発に努めること」は当然であるが、その対象として、企業や行政が漏れがちである。これも、基本計画（案）の文言を修正するということではないが、セクシャルマイノリティの方々等の人権を尊重・配慮した適切な対応ができるよう、行政自身を対象とした周知啓発等を課題として取り組んでももらいたい。

部会長） 繰り返しになるが、このコロナ禍により変化した社会に対応するという意識を新しく取り込んでいく必要がある。一つ例をあげれば、「子育てや介護への男性の参画の促進に向けて、休暇制度や短時間勤務制度の活用を推進」するという部分。このコロナ禍において、全国一斉の休校が実施され、共働きであれば両親ともにテレワークで家で過ごす時間が増え、家事や子育てに係る時間も労力も圧倒的に増えたということである。京都大学が実施したワーク・ライフ・バランスへの影響についての全国調査によれば、家事や育児の負担が増えたと答えたのは、男性が十数パーセントであるのに対し、女性は約4割であり、圧倒的に女性に負担がかかっているということが、このコロナ禍で露呈した。そうしたことを踏まえると、単に「休暇制度や短時間勤務制度の活用を推進」するということではなく、コロナ禍の状況を踏まえての、テレワークやリモートワークを前提として、その中で家事も含めた子育てや介護への男性のより一層の参画の促進という視点での取組が必要である。

委員） 「多様性を認める社会の醸成」の内容として、「国籍」や「多様な性」の視点からの取組になっているが、全ての人の多様性ということでは、「年齢」や「障害の有無」による違いという視点が必要ではないか。

委員） 第3章はいきなり細かな戦術的な部分が記載されており、章の構成としては、総合計画でどのようなまちづくりをしていきたいのかという、将来都市像や都市基盤の在り方などを先に示すべきではないか。

事務局） ご指摘の目指す将来都市像や都市構造のイメージについては、昨年度にご審議いただいた部分であり、議会の議決を受けてその内容を決定し、基本構想の部分でお示しさせていただいている。今年度は、その基本構想で掲げた8つのまちづくりの柱のもと

で定める具体的な取組の方向性についてご議論をお願いするものであり、第3章はその内容をお示ししたものである。

柱1－3 社会のつながりやコミュニティの強化

委員） 小さなコミュニティでまちの課題を解決するための活動に取り組んでいくと、自分たちだけではどうしても壁にぶつかることがある。行政主導でヒアリングするというような形ではなく、民間コミュニティの力も頼りにしながら、対等な立場で連携を強化していくことが必要だと感じる。

部会長） 委員のご意見を踏まえると、「3 多種多様な社会活動の支援」の中の「地域における課題解決のための活動を支援します。」という部分について、一方的な行政主体での動きというニュアンスが強いので、「課題解決のための交流機会を拡充する」等の視点を踏まえた表現になると思う。事務局で検討してほしい。

委員） 「地域コミュニティの強化」の部分で、「地域コミュニティ」と一言で表現されているが、地域の中には様々なコミュニティがある。また、地域コミュニティの拠点である地区センターは、災害時等には避難所になることから、感染症対策や高齢者等の弱者対策の視点を踏まえた活用について今後検討していくべきだと思う。

事務局） 地区センターについては、避難所機能等を踏まえた安全・安心を守る地域の交流拠点として、老朽化した施設の対策や設備の充実を図るなど、地域住民の皆さんのご意見を伺いながらその活用を検討していきたい。

委員） 自発的に活動されているコミュニティの方たちの存在を地域の人たちは知らない・わからないということが多い。地域にある多様なコミュニティを行政の方でつなげてもらえるとうい。まちづくりの活性化にもつながるものだと思う。

部会長） 委員のご意見は、地域の課題を解決するためには、行政と自治会や地区コミュニティが連携することは重要であるが、地域内の様々な組織や団体の相互の連携も重要であり、そこを支える役割を行政に担ってもらいたいということだと思う。具体的な施策を推進するに当たっては、その点を意識して取り組んでももらいたい。

柱1－4 市民の目線に立ったまちづくり

部会長） 広域生活圏を意識した近隣市町との連携の推進という部分について。単なる生活圏の拡大や価値観の多様化だけでなく、近年の大規模災害やこのコロナ禍などの「社会的なリスク」の多様化や多発化も背景とした新たな市民ニーズに、機敏に対応していくためにも広域連携を進めるという視点が必要である。その点を意識した表現や施策推進を検討してもらいたい。

まちづくりの柱5「安心して子どもを産み育てられるまち」について審議。

事務局より、基本構想の内容、基本理念に基づく基本計画の「目標」、基本計画で示す「主な取組の概要と方向性」について、柱5－1から柱5－5までを一括して説明。

柱５－１ 安心して産み育てるための支援

委員） 出会い、結婚、妊娠・出産を望む市民への支援という部分について。結婚がゴールではなく、その後の生活や子育てなどを意識して結婚を考えるという学びの場が必要である。

部会長） 結婚に対する行政の支援というと、多くの場合は結婚するまでのところをどう支援していくかという部分に注力されていて、共働き世代が増えているにもかかわらず、今なお女性にばかり家事・育児負担がかかっているなど、今の家族や結婚に関わる現状や課題を踏まえた結婚に対して求められるものについての情報発信が足りない。「結婚・婚活に関する情報発信など」という部分の中身や、その後のフォローなど、結婚観や家族観などが激変していることを前提とした行政に求められる結婚の支援について、施策推進を検討してもらいたい。

委員） 障害を抱える子どもの経済的負担の軽減については、障害の程度によって差があるが、障害の程度に関わらず、保護者にとっては同じように負担がかかっている。一朝一夕に変えられる部分ではないと思うが、そういった事実を認識して施策推進に取り組んでももらいたい。

部会長） 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について、当事者を母親とした前提で記載されているように読めてしまうが、喫緊で取り組まなければならないのは父親の育児参加である。直接の当事者である妊婦、産婦、母親を支援するために必要なことこそが父親の育児参加をはじめとする様々なケアであり、このことは明示すべき。父親の産後休暇が法制化される流れにあることも踏まえ、「妊産婦等への支援を強化」という部分については、「父親の育児参加や妊産婦等への支援を強化」と表現した方が良い。

部会長） 多様な悩みを抱える子ども・保護者への支援について。コロナ禍以降の社会変動を見てみると、子どもを抱える保護者自身の悩み、とりわけ、ひとり親家庭・母子家庭の経済的困窮がこれまで以上に大きな問題となっている。是非ともこの辺りを意識した取組をお願いしたい。

委員） 幼少期の両親とのコミュニケーションがその後の子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、両親にとっての精神的な支援にもつながる産前・産後のサポートは重要であると感じる。

委員） 「関係機関との連携」という部分について。市が取り組んでいることだけでなく、民間と連携して取り組んでいる実情も踏まえた表現にしてもらえるとよい。

柱５－２ 仕事と子育ての両立支援

部会長） コロナ禍と今後の社会状況を考えると、いわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれる方々への理解や支援が必要である。待機児童対策としての保育士確保だけでなく、保育士などのエッセンシャルワーカー自身の安全・安心や雇用を確保するための対策の実施という視点が必要である。

委員） 「放課後子ども教室」はどういう意味合いで使われている言葉なのか。最近の「子ども食堂」やひとり親家庭の子どもの生活支援の取組を包含するような意図か。

事務局)「放課後子ども教室」は、放課後等の子どもたちの居場所づくりのために、大岡小学校などで保護者や地元のボランティアの方々によって実施されているものである。子どもの「居場所」の例示として記載したものである。

委員) 子ども食堂や社会福祉協議会で取り組んでいる子どもたちの基本的な生活習慣を身に付けるための活動などは、ニーズの高まりとともに、今後拡充していくべきものと捉えている。そのような点も意識した表現にしてほしい。

部会長) 委員ご指摘の点は重要であることから、それらすべてを具体的に記載することはできないが、「多様な民間での支援」などの表現を組み込むことを検討してもらいたい。

柱5-3 みんなで支える子育て

委員) このコロナ禍において、もともと虐待を受けていた子どもが、親が家にいる時間が増えたことで、虐待を受ける時間も増えたという事例を耳にした。家にいることが安全ではない子どもたちを保護する場や体制が分かりやすく周知されていれば、地域や周りの人たちにも何か手助けできることがあると思う。

部会長) DVも全く同じ構造であり、女性や子どもにとって、必ずしも家族は最終的に安全・安心な場所ではないという事実が反映されるようなあらゆる施策の取組を推進してもらいたい。

4 その他

事務局より、日程の確認等を説明。

5 閉会